

令和6年度大阪府内部統制評価報告書

地方自治法第150条第4項の規定による評価を行い、同項に規定する報告書を次のとおり作成しました。

1. 内部統制の整備及び運用に関する事項

大阪府知事は、大阪府の内部統制の整備及び運用に責任を有しており、大阪府においては、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」といいます。）を踏まえ、「大阪府内部統制に関する基本方針」（令和2年4月1日）を策定し、当該方針に基づき財務に関する事務に係る内部統制体制の整備及び運用を行っています。

2. 評価手続

大阪府においては、令和6年度を評価対象期間とし、令和7年3月31日を評価基準日として、ガイドラインの「IV 内部統制評価報告書の作成」を踏まえ、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施しました。

3. 評価結果

令和6年度においては、法律上、議会の議決を経て行う必要がある遺贈の放棄について、議決を経ずに行っていたという重大な不備が1件ありました。また、同種の事案は、評価対象期間以前である令和4年度にも1件発生していました。

これらのことから、大阪府の財務に関する事務に係る内部統制は、一部において適正に機能していなかったと判断しました。

4. 不備の是正に関する事項

権利を放棄する際には、法律上、議会の議決が必要とされているにもかかわらず、これを経ずに権利の放棄を行ったことは、適正手続の観点から問題があるばかりか、府の財産に影響を及ぼすおそれがあることから、府民の信用を大きく損なうものであると考えています。

本件事案は、職員の遺贈に関する理解が不足していたため、その放棄が「権利を放棄すること」に該当すると認識できず、議会の議決が必要な事案であるとの認識に至らなかったことから、発生したものです。

なお、本件事案については、令和7年11月定例会において、権利の放棄に係る議決をいただき、瑕疵は治癒されました。

再発防止策としては、当該部局において、遺贈及び議決事項に関する研修等を実施しました。さらに、全庁的には、本件事案を周知するとともに、提出すべき議案に漏れが生じないよう事務手続を改めました。今後、全部局で構成する内部統制連絡会議において、本件事案について注意喚起を行ってまいります。

引き続き、あらゆる機会を通じて、適正手続に係る職員の意識向上を図り、不備の発生の未然防止に努めてまいります。

令和7年12月24日

大阪府知事 吉村 洋文

1. 内部統制の基本方針について

本府における内部統制に関する基本方針は、次のとおりである。

大阪府内部統制に関する基本方針

限られた資源の中で、住民の福祉の増進を図ることを基本とする組織目的を達成するためには、事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することが必要です。

そのためには、起こりうる法令違反や不適正な行為をリスクとして捉え、職員一人ひとりが担当事務についてそのリスクを認識するとともに、その発生を未然に防ぐための取組を組織として実施することが求められます。

大阪府では、これらを踏まえ、地方自治法第 150 条第 1 項に規定する内部統制に関する方針を次のとおり定めます。

1 目的

事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保することを目的とします。

2 対象とする事務

財務に関する事務とします。

3 取組の方向性

内部統制の整備及び運用に当たっては、庁内において行われている様々な事務の適正化の取組をいかし、また、それらと役割を分担しながら、以下のとおり取り組みます。

(1) 事務の管理及び執行における法令、条例、規則などの遵守を徹底し、また、業務に関わる法令その他の規範に対する職員の意識を向上させるとともに、組織としてのチェック機能を充実させます。

(2) 知事は、内部統制の整備及び運用の最終的な責任者として、大阪府における取組を先導し、副知事がこれを補佐し、総務部長が実務を統括する全庁的な体制で組織的に取り組みます。

(3) 毎年度、内部統制の整備状況及び運用状況について知事が評価を行い、監査委員の審査を経て、大阪府議会に提出し、公表します。

(4) 内部統制の整備状況及び運用状況に係る評価結果等を踏まえ、必要な見直しを行います。

令和 2 年 4 月 1 日

大阪府知事 吉 村 洋 文

2. 内部統制体制について

本府における内部統制の主な体制は、次のとおりである。

役割	職
最終的な責任者	知事
最終的な責任者の補佐	副知事
実務統括者	総務部長
各部局における責任者	各部局の長
各所属における責任者	各所属の長

役割	担当
内部統制の推進 ※内部統制の推進に関する実務的な取組の検討、協議等を行う。	内部統制推進会議 ※会議構成所属 <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 10px; display: inline-block;"> 総務部企画厚生課 契約局 財務部財政課 財産活用課 会計局会計指導課 (事務局 総務部法務課) </div>
内部統制の評価 ※内部統制の整備状況及び運用状況の評価の実務を担う。	総務部法務課

3. 内部統制の評価について

(1) 評価の概要

「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン」（平成31年3月総務省公表。以下「ガイドライン」という。）の「IV 内部統制評価報告書の作成」を踏まえ、財務に関する事務に係る内部統制の評価を実施した。

① 評価方法

ア 全庁的な状況の評価方法

全庁的な状況の評価については、ガイドラインで示されている評価項目ごとに、規程及び制度の整備状況並びにこれらに基づく具体的取組等を確認し、対応する規程及び制度が整備されていない場合や、これらに基づく具体的取組等が不相当である場合に、当該項目について「不備あり」と判断する。

その上で、当該不備が重大な不備に当たるかどうか判断を行う。

イ 業務レベルの評価方法

業務レベルの評価については、財務に関する事務について、制度所管課から注意喚起している事項や過去の監査での指摘を受けた事項等を基に、60項目のチェック項目を設定（表1参照）し、知事部局（計137所属）において、当該チェック項目で示された不備の発生を防止できたかについて、確認を行う。加えて、報道提供等の公表資料を基にチェック項目に記載のない不備があったかどうかを確認する。

その上で、これらの方法により確認した不備が重大な不備に当たるかどうかの判断を行う。

ウ 重大な不備の評価方法

重大な不備とは、ガイドラインにおいて、「事務の管理及び執行が法令に適合していない、又は、適正に行われていないことにより、地方公共団体・住民に対し大きな経済的・社会的な不利益を生じさせる蓋然性の高いものもしくは実際に生じさせたもの」をいうとされている。

一方で、ガイドラインでは重大な不備に係る具体的な判断基準が示されていないため、本府においては、下記の8つの指標を設け、これらの指標を参考にして、重大な不備に該当するかどうかを総合的に判断することとしている。

【重大な不備の判断指標】

- i) 府民の信用を大きく損なうものか。
- ii) 報道提供されている、又は報道されたものか。
- iii) 同様の不備が多く所属で発生しているものか。
- iv) 一所属で多くの不備が発生しているものか。
- v) 影響額が大きいものか。
- vi) 過去の監査等で指摘された不備を、同一の所属で再発させているものか。
- vii) 過去に発生した重大な不備と同様の事例にあたるものか。
- viii) 不備への対応がなされていないものか（整備上の不備の放置、運用上の不備の再発防止策が不適切）。

②評価結果

ア 全庁的な状況の評価結果

ガイドラインで示されている「1-1 知事は、地方公共団体が事務を適正に管理及び執行する上で、誠実性と倫理観が重要であることを、自らの指示、行動及び態度で示しているか」などの評価項目ごとに、規程及び制度の整備状況並びにこれらに基づく具体的取組等を確認したところ、規程及び制度が整備され、これらに基づく具体的取組等も不適當であるとは認められないことから、不備なしと判断した。

イ 業務レベルの評価結果

ほとんどのチェック項目について、評価時点で9割以上の所属で不備は見受けら

れなかったが、「経費支出伺（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われている。」との項目については、2割以上の所属で不備が発生していた（表1参照）。

また、報道提供等の公表資料を確認するなどしたところ、表1のチェック項目にはない不備が確認された。

これらの不備が重大な不備に該当するか検討した結果、1件が重大な不備に該当すると判断した。

表1 チェック項目の内容と不備のあり・なしに係る所属数の割合（％）

分類	チェック項目		令和6年度における不備（％）	
			不備あり	不備なし
財務会計	収入全般	調定（※1）手続が出納整理期間（※2）に行われている。	3.8	96.2
		貸付料、使用料の過徴収など、調定額を誤って収入している。	6.4	93.6
		貸付料、使用料等について、誤った相手から徴収する。	0	100
	直接収納	現金の収納について、指定金融機関等への払込みの期限を超過する。	5.2	94.8
	現金等の管理	公金（協議団体等会計含む。）以外の現金等が所属の金庫に保管されている。	0	100
		小口支払基金など所属で管理されている現金について、その保管・管理方法が適正ではない。現金の保管・管理方法に問題があり、現金を紛失した。	0.8	99.2
	所得税の源泉徴収	源泉徴収義務がある報償費・報酬・旅費について徴収漏れ・徴収額の誤りがある。	9.9	90.1
	使用料徴収手続	行政財産の使用料について、使用開始日前までに徴収していない。	1.4	98.6
		行政財産の使用料について、納期限を使用開始日より後に設定している。	0	100
		行政財産の使用料について、使用料を誤って徴収している。	2.8	97.2
	歳出全般	正当な債権者と異なる者に支払う。あるいは、同一の債権者に重複して支払う。	4.4	95.6
		契約に基づく支払いにおいて、請求額の確認漏れ、実績の確認不足、仕様書との不適合などにより、本来支払うべき金額と異なる額を支払う。	7.4	92.6
		経費支出伺（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われている。	28.5	71.5
		経費支出伺（支出負担行為）の決裁（増額変更含む。）が出納整理期間に行われている。	17.2	82.8
		法令や要綱等を根拠として府が支出する補助金・交付金・扶助費等において、要件の確認漏れ、法令等の適用誤り、虚偽の申請などにより、本来支出すべき額と異なる額を支出する、あるいは、正当な要件を満たさない申請者に支出する。	2.8	97.2
	支払遅延	契約金額の支払期限を誤り、結果的に支払遅延を起こす。	16.9	83.1
	執行基準	執行基準に沿った処理を行っていない。（タクシーチケット、会議のお茶等）	3.0	97.0
歳出に係る手続	10万円を超える物品購入・賃貸借や、50万円を超える建設工事・補修、業務委託・役務（物品の修理・修繕を含む）において、電子見積合せを実施していない。	3.0	97.0	
	比較見積において、同一条件での比較になっていない。	3.0	97.0	

分類	チェック項目		令和6年度における不備(%)	
			不備あり	不備なし
財務 会 計	歳出に係る 手続	160万円を超える物品購入や100万円を超える委託契約において、一般競争入札を行っていない。	0	100
		産業廃棄物処理において、許可を持たない業者から見積書を徴取し、又は発注している。契約書の作成・締結をしていない。マニフェストを徴取していない。	2.4	97.6
	契約手続	契約保証金免除の根拠規定の適用を誤っている。	0.7	99.3
		契約書を作成していない。請書を徴取していない。	0.7	99.3
		業務委託契約において、契約書(仕様書)で定める必要な届出を受注者から受理していない。	0.8	99.2
		特定調達の随意契約において、特例規則で定められた契約締結日から72日以内の随意契約結果の府公報への掲載が漏れている。	0	100
		入札参加停止業者、入札参加除外者、誓約書違反者又は下請契約等から排除を行った業者と契約した。	0	100
		契約締結前に、契約書を作成する契約の相手方から、暴力団排除に関する誓約書を徴取していない。	3.0	97.0
		業務委託契約にかかる再委託について、契約書等で定める承認手続を行っていない。	0	100
	随意契約・ 比較見積省略	随意契約・比較見積省略の理由書を作成していない。	0	100
	契約変更手続	契約期間内に手続が出来ていない。	2.3	97.7
		増額変更に伴う契約保証金の増額徴収が漏れている。	0	100
	概算払・前金払	概算払・前金払の理由書を作成していない。	0	100
	履行確認	検査員でない者が検査を行った。	2.2	97.8
		検査調書を作成していない。	0.8	99.2
		検査時に、納品書、完了届などの履行確認に必要な書面を添付していない。	1.5	98.5
	小口支払基金 (※3)に よる支出	基金で小口の経費を支払う際、小口支払基金支出伺の決裁を得ていない。	0.8	99.2
		1万円を超える小口支払基金の利用において、比較見積書を徴取していない。	0	100
		職員個人で立替払したものについて事後決裁で資金を交付する。	1.6	98.4
		小口支払基金の対象となっていない経費を小口支払基金で支払っていた。	1.5	98.5
小口支払基金 の精算	支出金額と異なる額を現金出納簿に記載し、誤った金額で精算した。	1.6	98.4	
	年度末に精算をしていない。	0	100	
収支予定登録	各所属における収支予定登録に誤りや漏れなどの不備があることで、想定外の一時借入金の発生により、不要な利払いの発生や、運用機会の喪失が生じる。	0	100	
庶務・ 諸給与	時間外勤務実績の登録・確認	時間外勤務の実績入力・確認を怠り、時間外手当の支給が遅れる。	3.6	96.4
	通勤手当	認定経路・距離の誤りにより過払いをしている。	1.5	98.5
		認定以外の手段による通勤をしている。	0.7	99.3
		病気休暇等により勤務実績のない月が発生したにもかかわらず、精算事務が行われていなかった。精算事務を行ったが、算出金額を誤った。	0.8	99.2

分類	チェック項目		令和6年度における不備(%)	
			不備あり	不備なし
庶務・諸給与	管内旅費の支給事務	適切なシステム登録が行われず、未払いとなる。	4.4	95.6
		旅行命令を重複して登録し、承認された後、誤った旅行命令の取消を忘れるなど、適切なシステム登録が行われず過払いとなる。	2.2	97.8
		概算払いに係る30日以内の精算を怠り、精算が遅延した。	4.5	95.5
公有財産	行政財産使用許可事務	敷地内の道路標識・電柱その他の行政財産の使用許可又は使用承認の手続が漏れる。	0	100
	公有財産管理	他者により行政財産が占拠される。	0	100
	公有財産台帳	無体財産権、借用財産、撤去財産その他財産の登録(更新含む。)が漏れる・内容を誤る。	1.1	98.9
行政財産の使用許可・普通財産の貸付けについて、登録・更新が漏れる。		1.1	98.9	
物品	物品の管理・処分手続	不用決定の手続をせずに廃棄している。	0	100
	備品管理	備品出納簿に記載されているにもかかわらず、現物が確認できない。備品出納簿への登録が漏れている。	0	100
	郵券類管理	郵券類と郵券管理簿・出納簿の残が一致していない。	3.0	97.0
新公会計	財務諸表	費用として計上すべきもの(資産価値の向上を伴わない修繕工事等)を資産(建設仮勘定)として、資産として計上すべきもの(資産価値の向上を伴う改修工事等)を費用として処理している。	0	100
	建設仮勘定の精算事務	工事が完了しているが、本資産勘定への精算が行われていない。	1.3	98.7
	評価性引当金の算定	評価性引当金(不納欠損引当金、貸倒引当金)の算定が適正に行われていない。	0	100
その他	入札情報の管理の不備	入札に関する情報が事業者に漏れいする。	0.8	99.2

注) 不備のあり・なしに係る所属数の割合(%)は、知事部局(計137所属)のうち、各チェック項目が対象とする事務を行っている所属数を分母として算出。

- ※1 調定：歳入を収入しようとする場合に、歳入の内容、収入金額等を調査し、これらを決定する行為。
- ※2 出納整理期間：会計年度終了後の4月1日から、出納閉鎖期日の5月31日までの期間。この期間に、終了した年度の収入支出の整理をしなければならない。
- ※3 小口支払基金：小額の物品購入代金等の経費の支払を円滑に行うために設けられた基金。

(2) 不備と再発防止策

業務レベルの評価において、比較的多くの所属において発生した項目について、その原因の類型、再発防止のポイント及び再発防止策を表2のとおりまとめた。

なお、表2のチェック項目のうち「経費支出伺(支出負担行為)の決裁が業務開始後に行われている。」については、令和5年度より減少したものの、令和6年度においても2割以上の所属で不備が発生していることから、不備の発生防止に向けて特に留意することが必要であり、あらゆる機会を通じて、周知徹底し、発生防止に取り組んでいく。

表2 業務レベルの評価で比較的多くの所属において発生した項目と再発防止策等

チェック項目	原因の類型	再発防止のポイントと再発防止策
<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が業務開始後に行われている。</p>	<p>(類型①) 担当者が事務を処理すべき時期や事務自体を失念している。</p> <p>(例：業務開始前に、当該業務に係る経費支出伺の決裁手続を行うべきところ、当該手続を失念した。)</p>	<p>(ポイント) ・担当者が事務を処理すべき時期を失念していても、職場でフォローできる仕組みになっているか。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(再発防止策) ○担当者に求められる取組 ・年間、月間等の事務予定リストを作成し、案件ごとに、いつ、どのような手続を行う必要があるのか、具体的なスケジュールを、グループ長を含め、関係者間で共有する。</p> <p>・職員が異動する際に、書面を作成するなど適切な方法により、案件ごとに、いつ、どのような手続を行う必要があるのかについて、確実に引継ぎを行う。</p> <p>○グループ長に求められる取組 ・上記スケジュールの作成と提出を求めるとともに、不備が発生したタイミングや、年度末など業務が集中する時期に注意喚起を行う。</p> <p>・職場内の活発なコミュニケーションにより、円滑な事務執行が図れる体制づくりを行う。</p> <p>○所属長に求められる取組 ・年度当初など適切な時期に、本件不備について、所属内に周知を行い、発生防止に留意するよう指示を行う。</p>
	<p>(類型②) 担当者が事務処理のルールを誤認している。</p> <p>(例：予算を確保できているため、業務開始前に支出負担行為を行う必要はないと誤認した。)</p>	<p>(ポイント) ・担当者が正しい会計事務の知識を習得しているか。</p> <p>・担当者が事務処理のルールを誤認している場合、修正する機会があるか。</p> <p>・担当者が事務処理を誤っていることをチェックできるか。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>(再発防止策) ○担当者に求められる取組 ・会計事務ポータルサイト、マニュアル、事務の手引等を活用し、自主的な知識の習得に努める。</p> <p>・事務の進捗状況を、グループ長を含め、グループ内でできるだけ共有し、適正に事務処理が行われているかを複数人で把握できるようにする。</p> <p>○グループ長に求められる取組 ・職場研修等、当該事務に係るルールを確認する機会を設ける。</p> <p>・日常的な指導・助言による職員に対する正確で効率的な会計事務についての動機付けを行う。</p> <p>○所属長に求められる取組 ・適宜、グループ長等へ声掛けを行うなどにより、職員に対し、正確な会計事務についての注意喚起を行う。</p>

チェック項目	原因の種類	再発防止のポイントと再発防止策
<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁（増額変更含む。）が出納整理期間に行われている。</p>	<p>（類型） 担当者が契約の履行実績や経費支出伺の残額等を適切に把握できていなかった。</p> <p>（例：年度末に経費支出伺の残額と執行見込額を適切に把握しておらず、執行額が経費支出伺の金額を超過し、出納整理期間に増額変更が必要になった。）</p>	<p>（ポイント） ・担当者が経費支出伺の残額等を適切に把握する機会があるか。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>（再発防止策） ○担当者に求められる取組 ・年度末には、確実に、担当者が経費支出伺の残額等を把握するようにする。</p> <p>○グループ長に求められる取組 ・年度末に、経費支出伺の残額等の把握が必要な案件を示して、担当者に対して状況を把握するよう具体的な指示を出す。</p> <p>○所属長に求められる取組 ・年度末に、グループ長等へ声掛けを行うなどにより、職員に対し、適切な会計事務についての注意喚起を行う。</p>
<p>契約金額の支払期限を誤り、結果的に支払遅延を起こす。</p>	<p>（類型） 担当者が事務を処理すべき時期や事務自体を失念している。</p> <p>（例：契約の支払について、処理担当者が処理すべき時期や事務自体を失念した。）</p>	<p>（ポイント） ・担当者が事務を処理すべき時期を失念していても、職場でフォローできる仕組みになっているか。</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>（再発防止策） ○担当者に求められる取組 ・年間、月間等の事務予定リストを作成し、案件ごとに、いつ、どのような手続を行う必要があるのか、具体的なスケジュールを、グループ長を含め、関係者間で共有する。</p> <p>・職員が異動する際に、書面を作成するなど適切な方法により、案件ごとに、いつ、どのような手続を行う必要があるのかについて、確実に引継ぎを行う。</p> <p>○グループ長に求められる取組 ・上記スケジュールの作成と提出を求めるとともに、不備が発生したタイミングや、年度末など業務が集中する時期に注意喚起を行う。</p> <p>・職場内の活発なコミュニケーションにより、円滑な事務執行が図れる体制づくりを行う。</p> <p>○所属長に求められる取組 ・年度当初など適切な時期に、本件不備について、所属内に周知を行い、発生防止に留意するよう指示を行う。</p>

(3) 重大な不備

重大な不備の判断指標（本資料3（1）①ウ）に照らして、内部統制の重大な不備と判断した事案の概要及び判断理由等については、次のとおりである。

不適切な事務処理

i) 概要

法律上、遺贈の放棄については議会の議決を経て行う必要があるところ、令和6年度及び令和4年度に遺贈が行われた際に、議会の議決を経ずに遺贈の放棄を行った。なお、令和7年11月定例会において、権利の放棄に係る議決をいただき、瑕疵は治癒されている。

ii) 不備の発生原因

職員の遺贈に関する理解が不足していたため、その放棄が「権利を放棄すること」に該当すると認識できず、議会の議決が必要な事案であるとの認識に至らなかったため。

iii) 重大な不備と判断した理由

本件事案は、適正手続の観点から問題があるばかりか、府の財産に影響を及ぼすおそれがあり、府民の信用を大きく損なうものであることから、重大な不備であると判断した。

iv) 再発防止策

当該部局において、遺贈及び議決事項に関する研修等を実施した。

全庁的には、本件事案を周知するとともに、提出すべき議案に漏れが生じないよう事務手続を改めた。今後、全部局で構成する内部統制連絡会議において、本件事案について注意喚起を行う。